

豊田市廃棄物対策課から

1 市外産業廃棄物搬入届出について

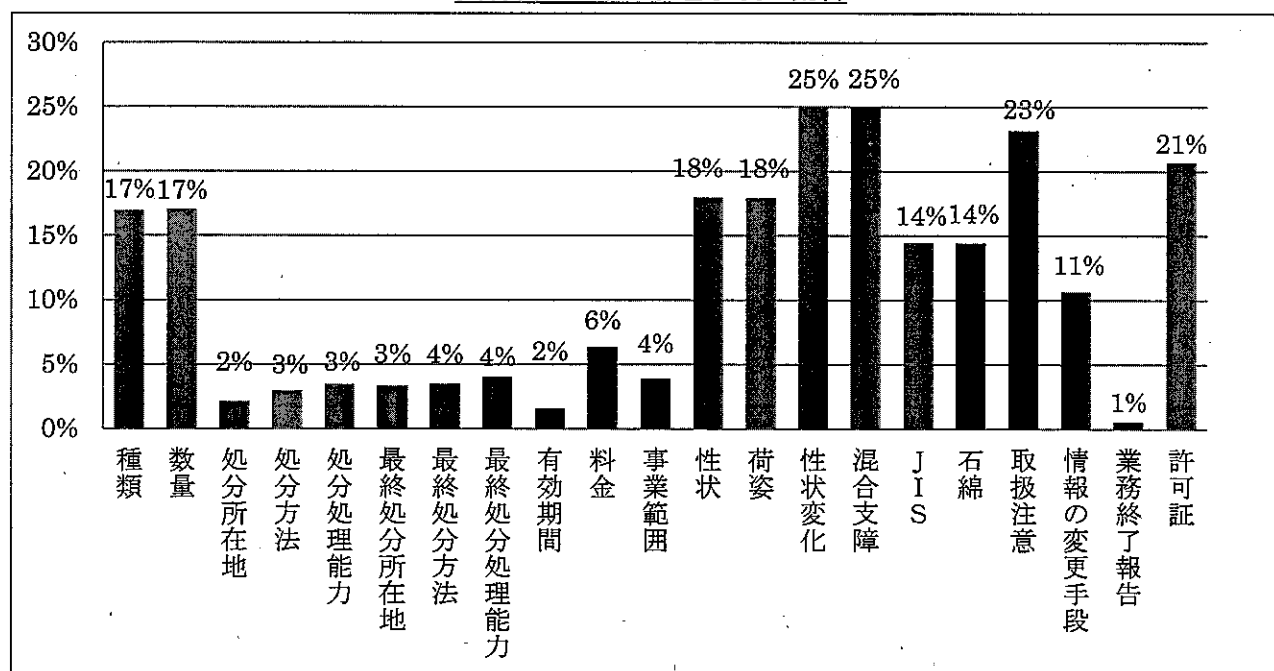
届出書の受付時における委託契約書のチェック結果について

豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例(以下「市条例」という。)により、平成25年10月以降、豊田市外から市内に廃棄物を搬入する際に「市外産業廃棄物搬入届出書」を提出していただいております。届出書に添付された委託契約書を確認したところ、廃棄物処理法で必要とされる事項の不備が多くありました。特に、以下の4点が指摘事項として多いことが判明しました。法律上定められた項目が一つでも不足していれば、委託基準違反となり排出事業者責任を厳しく問われることがあります。契約書の見直し等により適正な委託契約を締結するようお願いします。

〔違反(不適)事項の多かった事項〕

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1. 産業廃棄物の性状の変化に関する事項 | (届出の25%が不適) |
| 2. 他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 | (届出の25%が不適) |
| 3. 産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項 | (届出の23%が不適) |
| 4. 最新の許可書の写しの添付 | (届出の21%が不適) |

契約書における不適事項の割合



届出時の注意点

(1)届出は搬入の30日前までに提出

例:年間契約を行っており搬入期間は4月1日～翌年度3月31日の場合

⇒4月1日の30日前までに提出…2月中に早めの提出をお願いします。

(2)変更届出の対象は、

届出数量の2倍を超える増加／市外排出事業場の名称及び所在地の変更／運搬業者と処分業者の変更／種類の変更／排出工程の変更／処分方法・施設の所在地の変更です。

処分に関する事項(処分業者の追加・種類や数量の変更等)の変更には、変更届出書と合わせて変更に係る処分の契約書の写しを添付してください。※担当者の変更 数量の減少 搬入期間の変更は届出不要

(3)届出の流れ:届出→(変更届出)→実績報告

市外産業廃棄物搬入届出書を提出した方は、翌年度に実績報告の提出が必要になります。

【委託契約における注意点】

排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準を守り、書面で委託契約書を交わさなければなりません。委託契約は収集運搬と処分のそれぞれの業者と契約を結ぶ必要があります。(ただし、収集運搬と処分を同じ業者に委託する場合は合わせて契約することは可能です。)

～契約書作成時に注意すること～

◎契約に含まれるべき事項

廃棄物処理法では委託契約に必ず含まなければならない項目が定められています。

また、運搬と処分それぞれ項目が異なります。'(施行令第6条の2第4号・第6条の6/施行規則第8条の4の2・第8条の16の3)

運搬・処分 共通事項	1	産業廃棄物の種類
	2	産業廃棄物の数量
	3	委託契約の有効期間
	4	委託者が受託者に支払う料金
	5	受託者(許可業者)の事業の範囲
	6	産業廃棄物の性状 (例:固形・液体)
	7	産業廃棄物の荷姿 (例:バラ・コンテナ)
	8	産業廃棄物の性状の変化に関する事項(通常保管下での腐敗、揮発等)
	9	他の産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
	10	日本工業規格(JISC0950)による有害物質含有マークの表示がある場合はその旨
	11	産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合はその旨
	12	その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
	13	必要な情報(6～12)に変更があった場合の伝達方法に関する事項
	14	受託業務終了時の受託者から委託者への報告に関する事項
	15	契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
運搬	16	運搬の最終目的地の所在地
	17	積替又は保管を行う場所の所在地
	18	積替又は保管できる産業廃棄物の種類
	19	積替のための保管上限
	20	積替又は保管を行う場所において、安定型産業廃棄物であるときは他の廃棄物と混合することの拒否等に関する事項(安定型産業廃棄物:廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類など)
処分	21	処分又は再生の場所の所在地
	22	処分又は再生の方法
	23	処分又は再生の処理能力
	24	最終処分の場所の所在地
	25	最終処分の方法
	26	最終処分の処理能力

◎必要な情報の伝達

適正な処理のために、排出事業者から処理業者へ必要な情報の伝達を行わなければなりません。具体的には、上記項目6～12の情報を契約書に明記することをお勧めします。

また、外観から含有物質が判りにくいもの（汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリなど）や特別管理産業廃棄物は、廃棄物データシート（WDS）を作成することが望ましいです。

《環境省：廃棄物情報の提供に関するガイドラインーWDS ガイドラインー（第2版） 参照》

◎契約締結における確認項目

排出事業者には契約書を契約終了日から5年間保存する義務があります。

- ・ 契約日に関する記載があるか
（委託契約締結日や、有効期間の開始年月日と終了年月日の記載漏れはないか）
- ・ 処理業者の最新の許可書の写しを排出事業者が保管しているか
- ・ 委託する産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法で定める種類で記載があるか（裏面参照）

～委託先選定の留意点～

- ・ 委託する産業廃棄物の種類の許可を持っているか
（収集運搬に関しては廃棄物が発生する都道府県等と持込先の都道府県等の両方で許可が必要です。）
- ・ 処分に関しては、中間処理後の廃棄物の行先が明確にされているか
⇒委託した産業廃棄物の種類ごとに最終処分先の処理方法を適正か
（例）廃プラスチック：安定型埋立 木くず：管理型埋立
- ・ 産業廃棄物処理基準（収集運搬基準・積替え保管基準・中間処理基準）を遵守しているか

2 産業廃棄物訪問指導業務結果（建設業関係）

指導概要

平成24年10月から廃棄物適正処理推進員による産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の適正処理のための排出事業者への訪問指導業務を実施している。

市内に存在する約12,000事業所のうち、廃棄物の排出量が比較的多いと思われる『建設業』から順に訪問指導を行っており、平成26年3月末までに757事業所への訪問指導を行った。そのうち建設業（総合建設業、設備工事業、識別工事業、建設資材、住宅設備／家具）の事業所（631事業所）についてひととおり訪問指導を行った結果を集計した。

なお、訪問対象から、ISO14001取得事業所、エコアクション21取得事業者等は除外している。

[建設業]

○業種別対象事業所数と訪問事業所数（631）

大分類	訪問事業所数
総合工事及び測量・調査・設計	218
設備工事	140
識別工事	92
建設資材	94
住宅設備・家具・装備品	87
合 計	631

訪問調査結果

① 産業廃棄物の処理について

全事業所のうち、産業廃棄物を『現在保管中』であり今まで排出したことがない事業所と『下請けのため』排出が無いと回答した事業所が 80 事業所（約 13%）であった。

これらの事業所については、産業廃棄物が発生した場合の処理方法、委託契約の締結やマニフェストの交付、委託先の現地確認といった適正処理指導を行った。

② 産業廃棄物の処理方法について

産業廃棄物処理を委託している事業所が約 95%で、ほとんどの事業所が委託処理している状況であった。

項目	事業者数
全部委託している	250
収集運搬の一部を自社で行っている	271
収集運搬・処分の一部を自社で行っている	7
処分の一部を自社で行っている	13
全部自社で処理している	10
合 計	551

} 528 事業所

③ マニフェストの交付状況について

産業廃棄物処理を委託していると回答のあった事業所のうち、マニフェストが未交付だった事業所は 92 事業所（約 17%）であった。

また、マニフェストを交付していた事業所のうち、適正に運用していた事業所は 247 事業所（約 50%）、適正に保存していた事業所は 283 事業所（約 67%）であった。さらに、紙マニフェストを交付していた事業所のうち、産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出している事業所は 437 事業所中 51 事業所（約 1 割）でとても少ない状況であった。

④ 契約書の締結及び保存について

産業廃棄物処理を委託している事業所のうち、契約書を締結し保存されていた事業所は 212 事業所（約 40%）であった。

⑤ 産業廃棄物の保管状況について

産業廃棄物の保管施設がある 383 事業所のうち、廃棄物の保管基準が適正に遵守されていた事業所は 21 事業所（約 6%）程度であった。保管基準に不備があった内容としては掲示板の未設置が多かった。

⑥ 産業廃棄物の排出事業者責任と処理のしくみの理解度について

産業廃棄物について排出事業者としての処理責任について十分理解できている事業所は 229 事業所（約 36%）、処理のしくみについて十分理解できている事業所は 160 事業所（約 25%）であった。

問合せ 豊田市環境部廃棄物対策課 啓発・指導担当

471-8501 豊田市西町 3 丁目 60 番地

電話 0565-34-6710 FAX 0565-34-6976

haitai@city.toyota.aichi.jp

平成26年6月

	排出事業者のみなさまへ ～豊田市の一般廃棄物の処理～ 平成26年6月10日 商工会議所 環境部 ごみ減量推進課 担当員 金原 昭仁

	一般廃棄物って？
	■ 産業廃棄物以外の廃棄物 ↓ ■ 一般家庭からのごみ ■ 事業系一般廃棄物 例 生ごみ、リサイクルできない紙 刈草、せん定枝 等

	一般廃棄物の処理①
	■ 処理する責任は市町村 → 豊田市内で発生した物は豊田市が処理 ■ 市町村の状況に応じた処理体制 ■ 市町村は法に基づき策定した「一般廃棄物処理計画」に基づき処理を実施 ■ 処理業者への許可は市町村による処理が困難な場合に認められる

	一般廃棄物の処理②
	【収集運搬】 豊田市では事業所を許可業者で対応 【処分】 ・大半は市の処理施設で処分 ・市で処理できない物、費用対効果が合わない物等は許可業者で対応 ■ 市町村ごとで許可業者数や処理の範囲は異なる

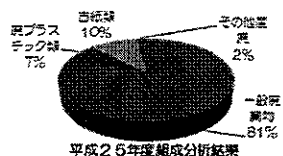
	一般廃棄物の処理の特徴は？
	【収集運搬業の許可】 期間は2年間 許可期限は7月3日 【市外処理】 市内の一般廃棄物を市外で処理したい場合は事前に手続きが必要 (ごみ減量推進課が窓口)

	事業系廃棄物の処理
	<pre> graph LR subgraph 種類 A[一般廃棄物] B[産業廃棄物] end subgraph 運搬する方法 C[自分で集める] D[自分で集める] end subgraph 処分・リサイクルする場所 E["資源クリーンセンター 緑のプラント 緑のリサイクルセンター (ごみ処理場) 等"] F[産業廃棄物処理施設] end A --> C C --> E B --> D D --> F </pre>

処理施設搬入の注意点①	
■ 市の処理施設では、一般廃棄物しか搬入できない。 【留意点】 ・ リサイクルが可能な紙等は搬入不可 ・ 埋める物は、産業廃棄物のため搬入不可 【特例】 ・ グリーン・クリーンふじの丘では、飲料用缶や飲食用びんの資源は搬入可 ☆事業所から排出される廃プラスチック類、ガラス・陶磁器類、金属くずは産業廃棄物	

処理施設搬入の注意点② 一般廃棄物処理施設に、産業廃棄物を搬入すると？	
◎一般廃棄物に混ぜて、又は、一緒に運搬すると、無許可の収集運搬又は処理基準違反 ⇒産廃と一般の許可を持っていれば無許可とはならないが、処理基準違反となる。 【5年以下の懲役・1千万円以下の罰金】 ★悪質なものは、産業廃棄物の不法投棄 ◎産業廃棄物の処理 ⇒産業廃棄物収集運搬業の許可、許可業者との契約書、マニフェスト等が必要	

処理施設での搬入前検査	
★市の施設では定期的に廃棄物の内容検査を実施 ・ 約2割は市の施設に搬入できない物 ・ 主な古紙類は包装紙等の雑紙 ・ 主な廃プラスチック類は容器包装	



事業系廃棄物の組成分析①



事業系廃棄物の組成分析②

★古紙類



事業系廃棄物の組成分析③

★廃プラスチック類



	適正排出に向けた市の取組①
	★人材育成に向けた取組を展開 【訪問啓発活動】 ■市内の排出事業者に廃棄物適正処理推進員が訪問啓発活動を実施 平成25年度実績 約500者訪問

	適正排出に向けた市の取組②
	【搬入前検査】 ■市の施設に搬入する許可業者の搬入物を検査 ■不適な搬入物は持ち帰りを指導 ■状況が悪い場合は排出事業者へ指導 【作業従事者講習会】 ■収集運搬業者向けの法令遵守説明会を開催 H25：59社162人参加

	市からのお願い
	★排出時の注意・徹底が必要なこと ・古紙（特にダンボール、雑紙）⇒ 資源化 ・廃プラスチック類の分別 ⇒ 適正処理 <収集運搬業者に依頼・指導事項> ・収集できるもののみ運搬する。 ・運搬しないもの ⇒市の作成したシールを貼付